

第 28 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【部会①】

開催記録

1 開催概要

- 日 時：令和 5 年 3 月 1 日（水）10：00 ～ 12：00
- 場 所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川 ホール 5A
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授）
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・老川 慶喜氏（立教大学名誉教授） ・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・古関 潤一氏（東京大学 社会基盤学専攻 教授）
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁文化財第二課 史跡部門 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・鉄道博物館 学芸部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 他
サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配布資料

部会①

- ・ 次第
- ・ 資料 1：第 27 回委員会（2/1）部会①議事録案
- ・ 資料 2：調査の進捗について
- ・ 資料 3：4-2 街区について
- ・ 資料 3 参考資料：4A・B 区断面、等

2 議事要旨

2.1 部会①

(1) 開会

- 第 28 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の部会①を開会する。(事務局)

(2) 第 27 回委員会 (2/1) 部会①の議事録確認

- 本委員会終了までに指摘がなければ議事録を確定する。(委員長)

(3) 調査の進捗について

- 資料 2 について説明する。(港区)
- 2 街区は保護措置を受けて記録保存方針を決定し、この調査が終了したという報告である。(委員長)
- 今回の報告は交通局の工事箇所であり、高輪築堤構築時に東海道の護岸の石を転用して造ったという文献資料を裏付ける土留めは、造りが丁寧で非常によく残っている。この土留めの裏側を見るためにトレンチを設けたところ、さらに土留めが出てきた。東海道の護岸石垣より古いものであると思われ、中世のものである可能性もあるが、実物を見て判断したい。この江戸期よりも古い土留めは今後確認する必要がある。(委員長)
- 石垣を外して作られた土留めは高輪築堤に関連するものであり、これが高輪大木戸との位置を合わせて設置されているため、高輪大木戸との関係性も示すものと考えている。さらに東海道護岸の変遷を示すものとして、この護岸の調査は必要になると考える。全体を捉えたうえで保護措置について本委員会で検討する必要があると考える。(委員長)
- 東海道の護岸が発見された例は他にあるか。(小野田委員)
 - ← 品川宿から石垣護岸が発見されている。(委員長)
 - その規模はどのくらいか。(老川委員)
 - ← 10m くらいと記憶している。(委員長)
- 仮にこの土留めが単独の工事で発見されたとしたら、史跡高輪大木戸に関連する遺構として扱われるのか。それを担当する部署等はあるのか。(古関委員)
 - ← 通常は港区や東京都の判断となる。今回は本委員会が既に立ち上がっているため本委員会の議題としている。(委員長)
 - 今回の土留めは高輪築堤というより東海道に関連するものであると思うが、担当部署があった場合、その判断を聞かずして進めるのは越権行為ではないか。(古関委員)
 - ← 本委員会には港区や東京都も出席しており、行政の判断と乖離するものではないと

いう認識である。(委員長)

- 土留めの保護措置について本委員会で検討することとしたい。問題としては発見された土留めが一部であることである。全体を把握するための調査を進めてもらいたい。(委員長)
- 保護措置の判断を進めるにあたり下水の切り回し等もあるため、交通局から現状の工事スケジュールを説明してもらおう。(委員長)
 - ← 現在下水幹線の切り回しを行っており、2本の下水幹線が今回の調査箇所に戻ってくるが、細い方の渋谷川幹線は調査箇所の付近まで完成済みである。太い方の高輪幹線は渋谷川幹線の仮切替が完成次第、工事に取り掛かることができる。海側については昨年3月の委員会で説明した通り受け口が完成しており、早急に結論を頂かないと交通局の工事のほか周辺事業者の工事にも影響が出る。下水幹線は湧水期である5月末までに切り替えたく、早期に結論をいただきたい。(東京都)
 - ← 北横仕切堤の保護措置協議では、下水切り回し位置がこの場所しかないこと、その下に駅構造物を作らざるを得ないことから現地保存はできないという結論を頂いており、今回も同様に扱っていただきたい。(東京都)
- 早急に結論が必要ということで、本件に特化した臨時委員会を開催してもらいたい。オンライン開催の形で3月15日11時から1時間程度であれば可能であることを委員間で確認した。部会①の臨時会としての開催を事務局であるJRに検討してもらいたい。(委員長)
- 保護措置の考え方は、遺構の状態が不明なため現時点の発言は差し控える。選択肢は現地保存、移築保存、記録保存である。臨時会で議論したい。(委員長)

(4) 4-2 街区について

- 資料3について説明する。(事務局・港区)
- 遺構を調査して杭を打つか、遺構を出来るだけ残して杭を打つか、2つの案を提案された。何が想定できるか整理したい。明治20年の地形図では西側に築堤が膨らんでいるが、4街区の調査では相当する層が西側に広がっていないため、明治20年の地形図の信憑性も含めて考える必要がある。(委員長)
- 遺構を出来るだけ残して杭を打つ案は、調査を行わず施工することとなるため、適切な判断となるか懸念がある。事前にトレンチで遺構の有無を確認して施工を進めている京急連立箇所と対応が異なるため整合が取れない。(委員長)
- 調査して杭を打つ案は、打設する4本の杭に対して設定の調査範囲が広すぎる気がするため、もう少し狭められないか。東京都や港区の判断も必要だが狭める工夫を検討してもらいたい。(委員長)
 - ← 調査範囲は杭とピットをカバーするために法面を切る必要があるため最小でもこの程度必要となる。(事務局)

- 山留を設置すると調査範囲を狭められるか。(委員長)
- ← 山留の設置は前回提示した計画図となるが、その場合に山留の設置範囲は調査せずに打ち込むこととなる。(事務局)
- それは問題だが、調査範囲が広いことも課題である。行政の考えは。(委員長)
- ← 直感的には狭めることができれば狭めてもらいたい。(文化庁)
- ← 想定される遺構がわからずボーリング調査だけで状況を判断することは難しいが、掘る範囲をピットの範囲程度まで狭められないか検討してもらいたい。(東京都)
- ← 都と同様の認識である。(港区)
- なるべく調査範囲を狭めて調査を行うという形で文化財行政と詰めて、具体の調査手法を検討してもらいたい。(委員長)

- ハツ山橋梁部で採用されている深礎で観察しながら問題がなければそのまま杭とする施工方法で調査できないか。調査範囲を狭められる。(古関委員)
- ← 検討したが深礎の最小φが 1200mm であり、この場所は地下水位も高いため薬液注入が必要となる可能性がある。どの方法がベストかももう少し検討する。(事務局)

- 遺構を残しつつ実態がわかるようにするための調査を行政と詰め、その結果を 4 月の委員会で示していただきたい。(委員長)
- ← 了解した。(事務局)

(5) その他

- 交通局の調査箇所の土留めは現在現場で見ることができる。委員会終了後に時間があれば参加してもらいたい。(港区)

(6) 閉会

- 部会①を終了し、部会②に進める。(委員長)

以上

3 議事録

3.1 部会①

(1) 開会

- (事務局) 次第を説明する。
(事務局) 進行を委員長にお願いする。

(2) 第27回委員会(2/1)部会①の議事録確認

- (委員長) 議事録について修正等の指摘はあるか。
(委員長) 何か修正があれば本委員会が終了するまでに指摘していただきたい。なければこれで議事録を確定する。

(3) 調査の進捗について

- (港区) 資料2について説明する。
(委員長) 質問や意見はあるか。
(委員長) 2街区は保護措置を受けて記録保存という方針を決定し、これに関する調査が終了したということである。今回の交通局部分の調査結果であるが、明治5年に高輪築堤を作った段階で、東海道の護岸の石を築堤に転用し、護岸の崩壊を防ぐために土留めを作ったという文献資料の記録がある。石垣を外してしまったことによって崩れないよう、土留めを行ったことがわかっている。これらを全体的に出してみたところ、非常によく残っており、造りが丁寧であった。今回の発見はその裏側を見るために新たにトレンチを設けたところ、奥からさらに土留めが出てきた。東海道の石垣の整備よりも古いものであると思われる。中世の可能性もあるが実物を見て判断したい。従って、江戸期よりも古い土留めに関しては今後確認をする必要がある。明治5年の段階で、東海道の石垣を外して土留めを作ったということから、高輪築堤に関連する遺構と考えることができる。また、高輪大木戸との関係性を示している。さらに、東海道の護岸の変遷を示す可能性もあるものとして、この調査は重要であろうと考えている。全体を捉えたうえで保護措置を本委員会で検討する必要があると考える。
- (小野田委員) 東海道の護岸が発見された例はあるのか。
(委員長) 品川宿の場所から護岸が発見されている。非常に立派な石垣である。
(老川委員) 規模はどのくらいなのか。
(委員長) 確認された長さはどのくらいか。
(港区) 13m程度である。

- (老川委員) 品川宿で発見されたものはどのくらいか。
- (委員長) 10m くらいであったと記憶している。
- (古関委員) 仮にこれが単独の工事で発見されたとしたら、史跡高輪大木戸に関連するものとしてアクションがあるのか。どこか担当するところがあるのか。
- (委員長) 通常の発掘調査で確認された場合、港区や東京都の判断となる。ここに関しては本委員会が既に立ち上がっているので、この委員会での議題としている。
- (港区) 過去に、もう少し南側の区の施設の場所で石垣を確認している。それ自体はすでに解体して、一部の石垣を移築している。単に壊すだけではない対応はとっている。
- (古関委員) 委員長がおっしゃるように、築堤に関連して修築を行ったということであれば関連性が理解できるが、今回の遺構は高輪築堤というより、やはり東海道に関連するものであると思う。質問の意図としては、今回のような遺構への判断をする際、仮に東海道に関連する部署や担当があれば、その判断を聞かずして進めるのは越権行為ではないかという心配である。
- (委員長) 本委員会には港区や東京都も出席しており、行政の判断と乖離した形にはならないと考える。
- (委員長) それでは、保護措置について本委員会で検討することとしたい。
- (委員長) もう一つの問題としては、山側で発見された土留めが一部であることである。全体を把握するための調査を進めていただきたい。保護措置の判断についてどのように進めるか、下水の切り回しなどもあるので、交通局から現状の工事のスケジュールを教えていただきたい。
- (東京都) 現在下水幹線の切り回しを行っている。下水幹線 2 本が、今回の調査箇所の方に回ってくる形であるが、そのうちの細い方が渋谷川幹線で調査箇所の付近まで完成している。太い方は高輪幹線で渋谷川幹線の仮切替が出来上がり次第、水を流した段階ではじめて工事に取りかかることができる。山側については以上である。海側については、昨年 3 月の委員会で説明させていただいたが、受け口はこの時点で出来上がっている。早急に結論をいただかないと、交通局の工事のほか周辺事業者の工事に影響がある。下水幹線は湯水期である 5 月末までに切り替えたいので、早期に結論をいただきたい。北横仕切堤の保護措置の協議では、下水切り回しの位置がここしかないこと、その下には駅を拡幅するための構造物を作らざるを得ないことから、現地保存はできないという結論をいただいている。今回についても同様に扱っていただきたい。
- (委員長) 早急に結論が必要ということで、事務局の対応が可能であればこの件に特化したオンライン開催の形で、臨時の検討委員会を開催していた

だきたい。私も本件を知ったのが一昨日である。15日の11時から1時間程度であれば、調整がつけられるという話を委員間では確認した。事務局には本日伝えたため検討していただきたい。部会①の臨時会となる。

(委員長) 保護措置の考え方について、遺構の状態が不明なため現時点の発言は差し控える。選択肢は、現地保存、移築保存、記録保存である。臨時会で議論ができるようにしたい。

(委員長) 他になければ次に進める。

(4) 4-2 街区について

(事務局) 資料3について説明する。

(港区) 資料3の参考資料について説明する。

(委員長) 遺構を調査して杭を打つか、遺構を出来るだけ残して杭を打つか、JRから案を二ついただいた。何が想定されるか整理しておきたい。明治20年の地形図では西側に築堤が膨らんでいるが、4街区の調査では相当すると思われる層が西側に広がっていない。従って、明治20年の地形図の信憑性ということも含めて、考える必要がある。いずれにせよ調査をしてみないとわからないので検討が必要である。

(委員長) JRから提示された②案の場合、調査を行わないで杭を打設することになるかと思う。適切な判断であるのか懸念している。事前にトレンチで遺構の有無を確認して、施工を進めている京急連立の部分と、対応が異なるため整合が取れない。①案の方は調査の範囲が広すぎる気がする。もう少し狭めることができるのではないかと思われる。東京都や港区の判断も必要だが、調査範囲をできるだけ狭める工夫を検討していただきたい。4本の杭を打つためにかなり広い範囲を調査することになる。

(事務局) 調査範囲の考え方だが、杭とピットをカバーできるように調査するとすると、法面を切る関係で、最小でもこの程度の範囲となる。

(委員長) 山留を打つと調査範囲を狭められるか。

(事務局) 山留を打つ案は前回提示したものとなる。山留を施工する際には調査をせずに打ち込む範囲ができることになる。

(委員長) その点は問題だが、範囲が広すぎることに課題があると思う。行政はどう考えるか。

(文化庁) 直感的には、狭めることができれば狭めていただきたい。

(東京都) 現地保存は少しでも多い方がよいという考えだが、港区の報告を見ると想定される遺構がわからないため、ボーリング調査だけで状況を判断することは難しい。ただし、掘る範囲をピットの範囲程度までに狭められないか検討いただきたい。

(港区) 港区も都と同様の理解である。

(委員長) 内容が細かくなってきているので、方針としてはなるべく調査範囲を狭めて調査を行うという形で文化財行政と詰めて、具体的な調査を検討していただきたい。

(古関委員) ハツ山橋梁部で使っている深礎を観察しながら構築していき、問題がなければ杭にするという施工方法はできないか。深礎で打って問題なければ、そのままその部分に杭を打つ。この方法であれば、調査範囲を狭めることは可能である。

(事務局) その方法も検討したいが、深礎だと最小φが1200mmとなる。また、水位が高いため薬液注入が必要となる可能性がある。どの方法がベストかももう少し検討させていただきたい。

(委員長) 遺構を残しつつ、実態がわかるようにするための調査を行政と詰め、その結果を4月の委員会で示していただきたい。

(事務局) 了解した。

(委員長) 他になければ次に進める。

(5) その他

(委員長) その他は何かあるか。

(港区) 交通局の調査箇所の上留は現場で見ることができるので、この委員会終了後に時間があれば参加していただきたい。

(6) 閉会

(委員長) 他になければ部会①を終了し、部会②に進める。

以上